

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年12月26日（平成29年（行情）諮問第511号）

答申日：平成30年6月4日（平成30年度（行情）答申第87号）

事件名：特定期間に特定法人に対して交付した是正勧告書等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成28年特定月から平成29年特定月までの間の是正勧告書または指導書の情報公開請求を開示請求します。特定事業場名 特定住所 特定電話番号（平成29年度分）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、滋賀労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年8月9日付け滋労発基0809第3号の2により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

私は、是正勧告書、指導書はせめて労働基準法（以下「労基法」という。）第?条違反・日付か情報公開すべきであると考えます（原文ママ）。よって、審査請求いたします。

（2）意見書

本件の再審査を求めます。

また、いいかげんな審査でなくよく考えて審査を求めます。

また、この機会なので言いますが、私は特定年夏、特定労働基準監督署に残業代未払いを、合同労組（特定労働組合）と一緒に申告しましたが、特定労働基準監督署に申告したから、会社から不利益取扱いがありました。

どう行政として対応されますでしょうか。

答弁を求めます。

また、その当時担当した特定労働基準監督署特定労働基準監督官は、

いいかげんな対応を申告者にしました。

この件に関して、原因追及を諮問庁に書面で求めます。

また、特定労働基準監督官が裁判を求めるならば、こちらとしては裁判で対抗いたします。

特定労働基準監督官からの連絡を求めます。

なぜ、移動したての監督官が会社に指導したらすぐ、指導入り指導できました（原文ママ）。

特定労働基準監督官は、全体の問題を個人の問題にしました。

労働基準監督官の大きな違いに疑問があります。

答弁を求めます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、処分庁においては、本件対象文書を特定し、これを保有していることを明らかにした上で、その全てが法5条各号に掲げる不開示情報に該当するため、法9条2項の規定に基づき不開示決定を行ったものであるが、諮問庁としては、本件対象文書は、本来であれば、その存否を答えるだけで、法5条2号イに掲げる不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき、当該行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することが適当であると判断した。

しかしながら、本件の場合、既に対象文書を保有していることを明らかにした上で不開示決定を行っており、改めて原処分を取り消して法8条の規定を適用する意味はなく、原処分は結論において妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

2 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件開示請求は、「特定労働基準監督署が特定事業場に対して交付した是正勧告書又は指導票」について行われたものであり、処分庁は該当する指導票の写しを本件対象行政文書として特定した。指導票とは、労働基準監督官が、管内に所在する事業場に臨検監督を実施し、法違反ではないものの文書により改善を求める事項がある場合に作成する行政文書である。

(2) 本件対象文書の不開示情報該当性について

本件対象文書の存否を明らかにすると、当該特定事業場において特定労働基準監督署から労働基準関係法令について指導を受けた事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなる。

本件存否情報が公にされた場合、特定事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条2号イの「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」という不開示情報を開示することと同様の結果を生じさせるものである。

よって、本件開示請求は、法8条の規定により、対象文書の存否を明らかにしないで拒否すべきものである。

なお、原処分において特定し、保有していることを明らかにした行政文書については、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として誠実に明らかにした事業場の実態であり、これが公にされた場合には、このような信頼関係が失われ、事業場が関係資料の提出等、特定労働基準監督署に対する情報提供に協力的でなくなり、また、指導に対する自主的改善意欲を低下させ、特定労働基準監督署に対する関係資料の提出等情報提供にも一切協力的でなくなるとともに、労働関係法令違反の隠蔽を行うなど、労働基準行政機関が行う事務に関する情報であって、検査事務という性格を持つ臨検監督指導業務に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法な行為の発見を困難にするおそれがあることから、当該文書全体が法5条6号イに該当し、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号の不開示情報にも該当するとした原処分は、その限りにおいて妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「私は、是正勧告書、指導書はせめて労働基準法第?条違反・日付か情報公開すべきであると考えます。

(原文ママ)」であると主張しているが、本件不開示情報該当性については、上記(2)で示したとおりであることから、審査請求人の主張は失当である。

3 結論

以上のとおり、原処分は結論において妥当であるため、これを維持し、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|---------------|
| ① | 平成29年12月26日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成30年1月25日 | 審議 |
| ④ | 同年2月14日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同年5月9日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同月31日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「平成28年特定月から平成29年特定月までの間の是正勧告書または指導書の情報公開請求を開示請求します。特定事業場名 特定住所 特定電話番号（平成29年度分）」であり、処分庁は、法5条1号、2号イ、4号及び6号に該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、本来であれば、その存否を答えるだけで、法5条2号イに掲げる不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき、当該行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することが適当であると判断したが、本件の場合、既に対象文書を保有していることを明らかにした上で不開示決定を行っており、改めて原処分を取り消して同条の規定を適用する意味はなく、また、原処分において特定し、保有していることを明らかにした行政文書については、法5条4号及び6号イにも該当するとした原処分は、その限りにおいて妥当であり、原処分は結論において妥当であるとしている。

このため、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件対象文書の存否 応答拒否の妥当性及び不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 本件対象文書の存否 応答拒否の妥当性について

- (1) 本件対象文書は、上記1のとおりであるところ、その存否を明らかにすると、特定事業場に対して労働基準監督機関から労働基準関係法令に関する行政指導が行われたという事実の有無（本件存否情報）を明らかにすることになると認められる。上記行政指導には、労働基準関係法令違反が認められた場合にされる是正勧告（是正勧告書の交付）のみならず、そのような法令違反が認められない場合にされる改善指導（指導票の交付）も含まれるため、本件存否情報は、必ずしも法令違反の有無を示すものではない。
- (2) 諮問庁は、本件存否情報が公にされた場合には、法5条2号イの不開示情報を開示することとなると説明するが、労働基準監督機関は、労働基準関係法令の適正な運営及びその確保の観点から、幅広く臨検監督等を行っており、およそ事業者として事業活動を行い労働者を使用していれば、当該監督を受ける頻度等に差はあるものの、当該監督の結果何らかの指摘を受けあるいは当該指摘に基づき報告を行うことは、必ずしもまれなものではない。このような状況を踏まえれば、労働基準監督機関から、違法であるとの指摘か否かを問わず、およそ何らかの行政指導が行われたという事実や当該指導に基づき報告をしたという事実のみでは、直ちに、社会的イメージの低下を招き、求人活動等に影響を及ぼすおそれや取引先会社との間で信用を失うおそれがあるなど、当該事業場の正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認められない。

したがって、本件存否情報は、法5条2号イに該当するとは認められず、法8条の規定により存否応答拒否すべきであったとは認められない。

3 不開示情報該当性について

本件対象文書は、特定事業場に対する平成28年特定月から平成29年特定月までの間の是正勧告書又は指導書のうち、平成29年度分である。

これらの文書は、特定事業場が特定労働基準監督署から指摘を受けた、改善すべき労務管理に関する内容が個別具体的に記述されているものであり、これらを公にした場合、特定事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

本件対象文書は、事業場名を特定した上で開示請求が行われていることから、仮に事業場名を除いたとしても、特定事業場に関する情報であることは明らかであり、当該事業場の正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから、これらの情報全体が法5条2号イに該当し、同条4号及び6号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

原処分における行政文書開示決定通知書をみると、「1 開示する行政文書の名称」欄には、行政文書開示請求書の「1 請求する行政文書の名称等」欄をそのまま転記していることから、行政文書名として適切なものとはいい難い記載となっており、今後、処分庁においては、適切な事務処理が望まれる。

6 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条1号、2号イ、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁がその存否を答えるだけで開示することとなる情報は同条2号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったとしていることについては、当該情報は同号イに該当するとは認められないので、諮問庁が本件対象文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったとしていることは妥当ではないが、諮問庁が同条2号イ、4号及び6号イに該当することから不開示とすべきとしていることについては、同条2号イに該当すると認められるので、同条4号及び6号イについて判断するまでもなく、その全部を不開示とした決定は、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子